

■Q&A

Q1. 新生児の場合の保険証はどのように対応したらよいでしょうか。

- A. 新生児の場合も同様にマイナ保険証を利用することになりますので、マイナンバーカードの取得手続き、保険証利用登録を行ってください。
- お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。

Q2. マイナ保険証を紛失してしまったのですが、どのように対応したらよいでしょうか。

- A. マイナンバーカードの再発行の手続きを行ってください。
- お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。

Q3. 海外在住の場合、日本の医療機関を受診するにはどのように対応したらよいでしょうか。

- A. ・マイナンバーカードをお持ちの方
- 保険証利用登録をされていない場合は保険証利用登録を医療機関の顔認証付きカードリーダーやマイナポータルで行い、マイナ保険証をご利用ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
- 2025年12月1日までは現行の健康保険証をご利用ください。
- 2025年12月2日までに健康保険証を紛失され医療機関の受診が必要となる場合は資格確認書の発行申請をしてください。
- 帰任（帰国）の場合、マイナンバーカードの取得手続きを行ってください。
- お急ぎの場合はマイナンバーカードの特急発行（1週間以内での発行）が可能か、お住まいの役所のマイナンバーカード担当課へ問い合わせください。

Q4. 有効期限が過ぎた「資格確認書」は返却が必要でしょうか。

- A. 健保では回収しないため、ご自身で破棄願います。
- 退職や扶養を外した場合など有効期限内に資格を喪失した場合は事業主（会社）経由で健保への返却が必要です。

Q5. マイナ保険証が使用できない場合はどのように対応したらよいでしょうか。

- A. 医療機関で機器トラブル等によりマイナ保険証が使用できない場合は、マイナ保険証と合わせて資格情報のお知らせまたはマイナポータルの健保資格情報の画面を医療機関窓口で提示して受診が可能です。
- その他の原因でマイナ保険証が利用できない場合については12月2日以降、日本ガイシ健康保険組合ホームページのマイナ保険証のメリットと利用方法の項目に掲載を予定していますのでご確認ください。

Q6. マイナ保険証の利用をやめたい時の対応方法を教えてください。

- A. 12月2日以降、ホームページにマイナ保険証のメリットの掲載を予定していますので、ご確認ください。
- 上記をご確認の上、マイナ保健証の利用をやめる場合はマイナ保険証の解除申請が必要となります。
- こちらも12月2日以降、ホームページにマイナ保険証の利用登録解除について掲載を予定していますのでご確認ください。解除申請後は現行の健康保険証を利用してください。
- 健康保険証をお持ちでない場合は資格確認書を発行いたします。